

平成28年8月

北九州市建設工事有資格者 各位

北九州市技術監理局

平成28年度における北九州市発注工事の前払金の使途拡大について

このたび、国において平成28年度における前金払に係る特例（時限的な特例措置）の取り扱いが示され、これに伴い、地方自治法施行規則の一部を改正する省令が平成28年5月27日付で公布、施行されました。

これを踏まえ、本市で発注する建設工事につきましても、以下のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

1 使途拡大内容

前払金の使途について、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に拡大します。（これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25となります。）

2 対象となる工事

特例措置の適用対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ）は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事（債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものとします。

3 適用年月日

平成28年9月1日以降契約を締結するものから適用します。

4 工事請負契約約款の改正

北九州市工事請負契約約款第36条に、次のとおりただし書を加えます。

ただし、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

5 既に請負契約を締結している工事の取扱いについて

平成28年4月1日以降において、既に請負契約を締結した工事についても、今回の特例措置の適用対象としますが、その場合は、当該契約を変更することが必要となります。

その場合は発注者（工事監督課）と協議を行ってください。

※ 前払金の使途や払出手続については、各保証事業会社にお問い合わせください。

※問合せ先 技術監理局契約部契約制度課（582-2545）